

第九管区海上保安本部公示第58号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年8月25日

第九管区海上保安本部長

瀬口 良夫



石川県羽咋郡宝達志水町北川尻～羽咋市一ノ宮町地先の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 石川県中能登土木総合事務所

住所 石川県七尾市本府中町ソ27番9

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 石川県羽咋郡宝達志水町北川尻～羽咋市一ノ宮町地先  
(付図に示すとおり)

期間 令和2年9月15日から9月30日までのうち2日間  
令和3年3月1日から3月22日までのうち2日間

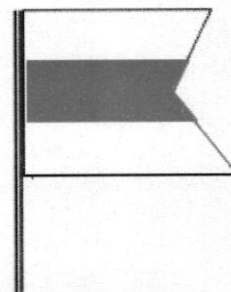
3 水路測量の実施方法

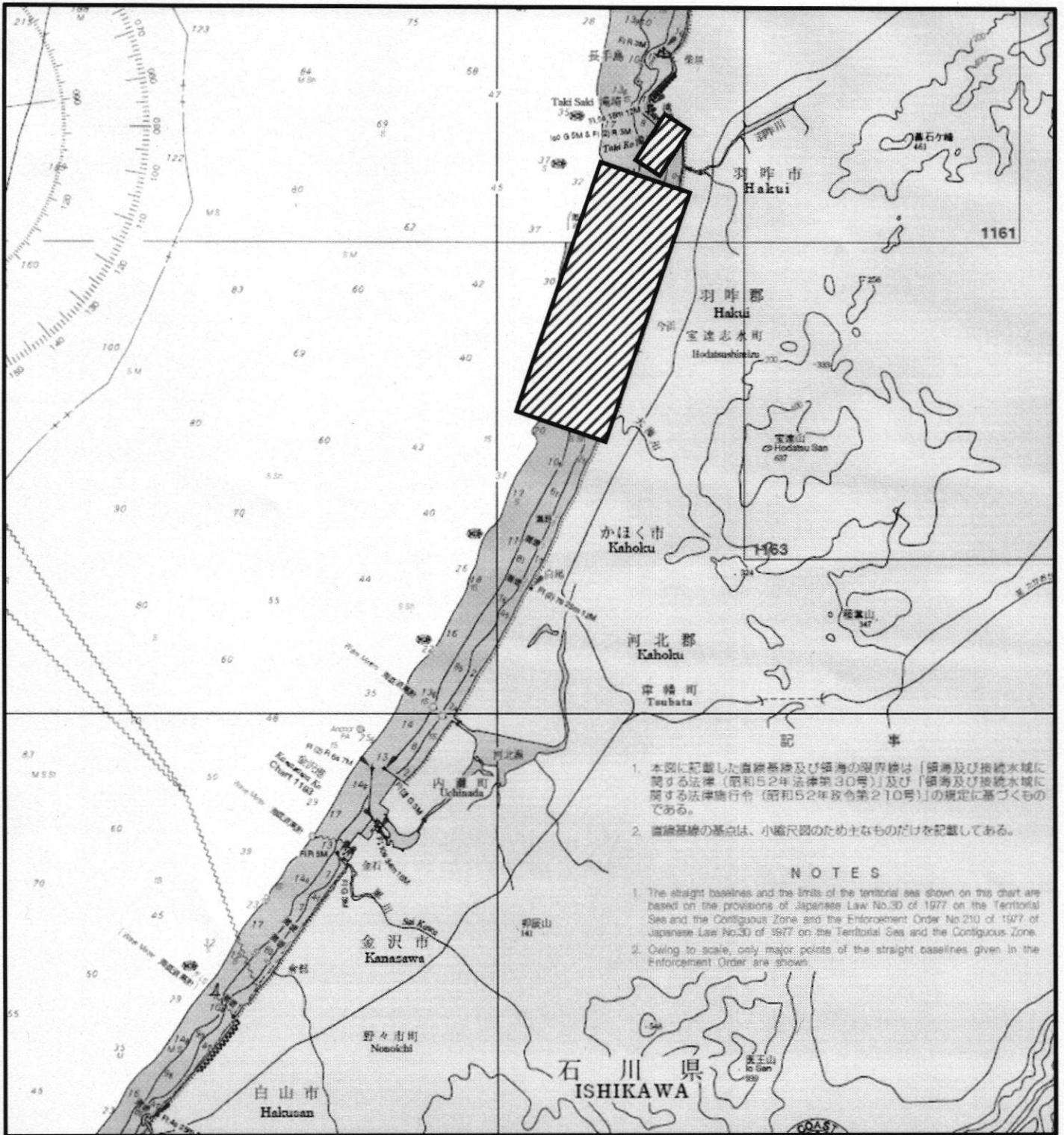
G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。





 測量区域